

令和6年度
福島町議会定例会
4月会議議案

説明資料

福島町

令和6年度福島町議会定例会 4月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
1	町税条例の一部を改正する条例	5
2	令和6年度福島町一般会計補正予算(第1号)	
	第2表 地方債補正について	8
	歳入説明資料	9
	歳出事務事業別説明資料	11

議案第 1 号関係

町税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図ることを目的とした、地方税法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 4 号）等が令和 6 年 2 月 2 1 日に公布、施行されたこと。

また、令和 6 年度税制改革大綱を踏まえた、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 6 号）等が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、当条例の一部を改正するものがあります。

2 主な改正の内容

(1) 個人町民税

① 町民税の減免（第 5 1 条関係）

町長が条例に定める減免要件のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を導入するものです。

② 令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例措置（附則第 5 条の 2 関係）

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、その損失金額は雑損控除として、本来は令和 7 年度分個人住民税（令和 6 年分所得）において適用対象とするところではありますが、能登半島地震は広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ発災日が 1 月 1 日と令和 6 年度分個人住民税（令和 5 年分所得）の課税期間に極めて近接していることなどから、令和 6 年度分個人住民税（令和 5 年分所得）において、雑損控除の適用対象とすることができる特例を加えるものです。

③ 個人町民税の定額減税の実施（附則第 7 条の 5～8、附則 8 条第 2 項、附則第 1 6 条の 3～4、附則第 1 7 条～2 0 条、附則第 2 0 条の 2～3 関係）

令和 6 年度分の個人住民税所得割から定額減税を実施する旨を規定します。また、徴収区分によって税の控除方法が異なるため、その内容についても併せて規定します。

ア 定額減税の対象者（次の 2 つの条件にあてはまる人）

- ・令和 6 年度の個人住民税所得割が課税される人
- ・合計所得金額が 1,805 万円以下の人

イ 定額減税額

- ・納税義務者本人 1 万円（町民税 6, 000 円、道民税 4, 000 円）
- ・控除対象配偶者または扶養親族（いずれも国内に住所を有する方に限る）
1 人につき 1 万円（町民税 6, 000 円、道民税 4, 000 円）

※注…扶養親族に係る定額減税は、令和 7 年度分の個人住民税にて実施。

ウ 特別控除の実施方法

徴収区分	主な対象者	控除方法
給与からの特別徴収	給与所得者	令和 6 年 6 月分は徴収せず、減税後の年税額を 7 月から翌年 5 月までの 11 か月で徴収（6 月分で控除しきれない場合は、7 月分の税額から順次控除）
普通徴収	事業所得者等	第 1 期分（令和 6 年 6 月分）から減税額を控除（第 1 期分で控除しきれない場合は、第 2 期以降の税額から順次控除）
公的年金からの特別徴収	公的年金受給者	令和 6 年 10 月分の年金から減税額を控除（10 月分で控除しきれない場合は、12 月分以降の年金から順次控除）

エ 財源措置について

定額減税による減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填されます。

オ 定額減税しきれない方への対応について

定額減税の対象者で定額減税可能額が減税前所得割額を上回る（減税しきれない）場合は、その差額を調整給付金として、別途給付いたします。

なお、調整給付金の対象となる方には、改めて町からお知らせし、給付時期は、町民税額の確定後の令和 6 年夏以降を予定しております。

(2) 固定資産税

① 固定資産税の減免（第 7 1 条関係）

町民税の減免と同様の要件で、職権による減免を可能とする規定を導入するものです。

② 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用申請の特例措置導入（附則第 10 条の 3 関係）

認定長期優良住宅に係る特例について、マンションの区分所有者からの申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例を適用できることとする規定を導入します。

③ 土地にかかる固定資産税評価額の特例の延長（附則第 11 条、附則第 11 条の 2）

土地に係る固定資産税の評価額は、原則として評価替え年度の評価額を3年間据え置くこととされています。しかし、地価の下落局面においては第2年度又は第3年度に係る賦課期日における評価額が評価替え年度の評価額を下回ることとなり、納税者は、実態の評価額を上回る額に基づく税負担をもとめられることとなります。

このような状況を改善するために、平成9年度の税制改正から第2年度と第3年度においてさらに地価の下落傾向がみられる場合には、市町村長の判断により、簡易な方法で評価額を修正することができる特例措置が講じられており、今回の税制改正においても、この特例措置を延長することとします。

④ 固定資産税（土地）の負担調整措置の延長（附則第12～13条関係）

固定資産税評価額は、平成6年度の税制改正により地価公示価格等の7割を目処に評価することが決められたことにより、評価額と課税標準額にばらつきが生じるようになりました。このばらつきを短期間で解消することは、納税者の大きな負担になることから、平成9年度の税制改正から土地の負担水準に応じた負担調整措置を講じております。今回の税制改正においても、現行の負担調整措置の仕組みを令和8年度まで延長することとします。

(3) その他

法律改正に伴う条項の削除、条項ずれの修正及び所要の文言整理を行います。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第56条の改正規定 【令和7年1月1日】
- (2) 附則第4条の2を削る改正規定 【公益信託に関する法律（令和6年法律第●号）の施行の日】
- (3) 第33条の7第1項の改定規定 【公益信託に関する法律（令和6年法律第●号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日】

議案第2号関係

令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号）
（第2表 地方債補正について）

(単位：千円)

起債の目的	地方債額	起債額	起債当率	交付税算入率	交付税算入		摘要
					算入	算入方法	
青少年交流センター整備事業債	231,300	231,300	過疎対策事業債 75%	有	70%	公債費	事業実施による増額
						元利償還金	
太陽光発電設備等整備事業債	18,600	18,600	過疎対策事業債 100%	有	70%	公債費	事業実施による増額
						元利償還金	

1 4 款：道支出金 2 項：道補助金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
5	教育費補助金	0	23,600	23,600	1	教育総務費 補助金	ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金 23,600
45	◆青少年交流センターゼロカーボン・モビリティ導入事業に 対する道からの補助金。						
	計	32,061	23,600	55,661			

1 7 款：繰入金 2 項：基金繰入金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	財政調整基金繰入金	290,000	39,838	329,838	1	財政調整基金 繰入金	財政調整基金繰入金 39,838
45	◆今回の補正に係る財源調整による増額。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は329,838千円となります。						
4	ふるさと応援基金繰入金	63,251	50,000	113,251	1	ふるさと応援 基金繰入金	ふるさと応援基金繰入金 50,000
45	◆青少年交流センター増築に伴い企業版ふるさと納税を充当するための増額。						
	計	406,507	89,838	496,345			

■議案第2号関係 令和6年度一般会計補正予算（第1号）歳入説明資料

1.9款：諸収入 5項：雑入

（単位：千円）

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区分	金額	
1	雑入	48,501	308	48,809	4	308	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入 308
45	◆有害鳥獣駆除員の採用に係る、会計年度任用職員社会保険料負担金収入。						
	計	50,501	308	50,809			

2.0款：町債 1項：町債

（単位：千円）

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区分	金額	
9	教育債	0	249,900	249,900	1	231,300	青少年交流センター整備事業債 231,300
46	◆対象事業の追加による増額。				2	18,600	太陽光発電設備等整備事業債 18,600
	計	430,600	249,900	680,500			

■議案第2号関係 令和6年度一般会計補正予算(第1号) 事務事業別説明資料

課名 産業課(農林)

議案ページ	新継	事業・事業予算名	算額			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正額	補正後の額		
6款: 農林水産業費		2項: 林業費	4目: 熊等による被害対策費				(単位: 千円)
49	継	熊等による被害対策費	7,129	4,431	11,560	一般財源 4,123 その他 308	【事業目的】ヒグマ、エゾシカ及びキツネ等の鳥獣による農林業への被害を未然に防止し、地域住民の生活安全と産業の振興に資する。 【主な増減】給料2,637(フルタイム会計年度任用職員給料)、職員手当等718(期末手当382外)共済費1,076(共済組合負担金414、社会保険料617外) 【事業内容等】有害鳥獣駆除員(会計年度任用職員1名)の採用に係る給与等の追加。

課名 教育委員会事務局(学校教育)

議案ページ	新継	事業・事業予算名	算額			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正額	補正後の額		
10款: 教育費		1項: 教育総務費	1目: 教育委員会費				(単位: 千円)
49	継	高校魅力化推進事業費 ※図面P13	52,667	308,500	361,167	地方債 231,300 その他 50,000 一般財源 27,200	【事業目的】道立福島商業高校の魅力化を推進するための各種支援。 【主な増減】委託料6,500(青少年交流センター増築工事監理業務委託料)工事請負費302,000(青少年交流センター増築工事費) 【事業内容等】青少年交流センター増築工事に伴う工事請負費等の追加。 ・事業箇所 福島町字三丘79番地1 ・事業内容 青少年交流センター増築事業 木造2階建 643.41㎡(1階343.65㎡、2階299.76㎡) 個室27室、多目的室、浴室ほか 工事監理業務委託 ・施工方法 請負施工(建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事) 随意契約(工事監理委託料)
49	新	青少年交流センター ゼロカーボン・モビリティ 導入事業費	0	47,200	47,200	道支出金 23,600 地方債 18,600 一般財源 5,000	【事業目的】青少年交流センターに発電設備や電気自動車等からの余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うエネルギー自立型施設の構築を行う。 【主な増減】工事請負費40,000(青少年交流センター太陽光発電設備等整備工事費)備品購入費7,200(EV車輛購入費) 【事業内容等】青少年交流センター太陽光発電設備等整備工事に伴う工事請負費及びEV車輛導入に係る車輛購入費の追加。

■議案第2号関係 令和6年度一般会計補正予算(第1号) 事務事業別説明資料

課 名 総務課 (財政)

(単位：千円)

議案 ページ	新 継	諸支出金	2項：特別会計繰出金	1目：繰出金	予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
					補正前の額	補正後の額		
50	継		繰出金		266,507	3,515	3,515	【事業目的】 各特別会計への一般会計負担分。 【主な増減】 繰出金3,515 (国民健康保険特別会計繰出金) 【事業内容等】 特別会計における4月補正に係る繰出金の増額。



2階平面図 S=1:100
A3幅小断尺S=1:200

設計前に最新で確認を必ず	プロジェクトナンバー 2403-061341	図面番号 A-007
設計者 K NISHIYAMA K TAKAHASHI	工事名称 青少年交流センター増築工事	設計年月日 2024.3.31
設計担当 伊藤 洋	図面名称 2階平面図	縮尺 A1 S=1:100 A3 S=1:200
構造設計/建築士 株式会社 藤田建設	設計設計/建築士 株式会社 藤田建設	管理建築士 1 藤田 隆平 (No.134号) 2 木村 康一 3 藤田 隆平 (No.150号)
構造設計/建築士 株式会社 藤田建設	設計設計/建築士 株式会社 藤田建設	備考
構造設計/建築士 株式会社 藤田建設	設計設計/建築士 株式会社 藤田建設	株式会社 二本柳慶一建築研究所 KEIICHI NIBONYAKAGI ARCHITECT & ASSOCIATES

